

「佐渡市特定施設待鶴荘」（養護老人ホーム待鶴荘）の経緯と新潟県における
監査結果の対応について

日 程	内 容
S 27. 11	一部事務組合により「佐渡養老院待鶴荘」として開設（定員：30人） S 29. 12 町村合併により、「佐渡郡市町村組合立養老院待鶴荘」に改名 S 32. 2 増築工事（定員：64人） S 34. 12 増築増員（定員：75人） S 38. 8 老人福祉法施行により「養老院」を「養護老人ホーム」に改正 S 41. 4 増築増員（定員：100人） S 53. 4 「佐渡市町村老人ホーム組合養護老人ホーム待鶴荘」に改名 S 57. 9 全面改築 H 6. 8 「佐渡広域市町村圏組合養護老人ホーム待鶴荘」に改名 H16. 3 市町村合併により「佐渡市養護老人ホーム待鶴荘」に改名
H18. 10	介護保険法改正により養護老人ホームにおける介護サービス提供が可能 となったことにより、 「佐渡市特定施設待鶴荘」開設 「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」開設
H18. 11	無資格者のサービス提供記録及びサービス提供時間等の記録の書き換え を行い介護報酬、利用者負担金を請求 （当初計画した収入より請求できる介護報酬が少なかったことにより、 当時の職員で相談し、記録の書き換えを開始。）
H22～H24 （正確な時期は不明）	主任介護員以上の管理者が出席する施設管理会議において、介護職員から 記録の書き換え等については是正の提案がなされたが改善されなかつた。 （職員からの聞き取りにより、平成22年度～平成24年度の施設管理会議 において提案したことを確認しているが、正確な年度、日時等は不明）
H26～H28 （正確な時期は不明）	介護職員から記録の書き換え等については是正の提案がなされたが改善さ れなかつた。 （職員からの聞き取りにより、平成26年度～平成28年度に提案したこと を確認しているが、正確な年度、日時等は不明）
H27. 10. 29	新潟県による「佐渡市特定施設待鶴荘」の实地指導
H28. 1. 13	佐渡市による「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」の实地指導
H30. 3. 23	佐渡市による「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」の实地指導 （勤務体制の確保等について改善指示）

H30. 5	施設長に対し、介護職員から記録の書き換え等については是正の提案がなされたが改善されなかった。
H30. 9	施設管理会議において記録の書き換えについては是正した。 (無資格者のサービス記録の書き換えについて改善したが、有資格者同士の記録の書き換えは改善されなかった。)
H30. 12. 6	新潟県による介護保険事業所等の実地監査 (関係職員への聞き取り、関係書類の確認・提出)
H30. 12. 13	新潟県の監査内容の確認 (新潟県庁において担当課に確認)
H30. 12. 20	新潟県による書類の再確認 (監査の不明事項の再確認、提出書類の返還)
H31. 2. 4	新潟県の監査内容について、所管する事業所を指導・監督する保険者(市)として報告を受ける。 (H28. 12～H30. 11〔2年分〕の書類監査の内容確認)
H31. 2. 5～ H31. 3. 15	新潟県の監査内容の報告を受け、市の自主点検を実施 (H26. 2～H31. 1〔5年分〕)
H31. 2. 7	佐渡市の自主点検において、現在も記録(一部)の書き換えが改善されていない事実を確認し改善を指示
H31. 2. 12	記録の書き換え等の不正を全て改善
H31. 2. 19	佐渡市による「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」実地指導及び監査 (担当職員への聞き取り、書類確認において改善確認)
H31. 2. 27	新潟県へ自主点検結果の報告 (H28. 12～H30. 11〔2年分〕の自主点検結果報告)
H31. 3. 18	新潟県の監査結果通知、聴聞通知を受理 ・ 予定される不利益処分の内容 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定の一部効力停止「新規入居者に対する介護報酬請求停止3か月」 新潟県へ自主点検結果報告及び今後の施設運営について協議 (H26. 2～H31. 1〔5年間分〕の自主点検結果報告) ※今後、聴聞を経て、正式に行政処分が決定される。